

東京都の危機管理 ～ 危機管理に係る規定の概要 ～

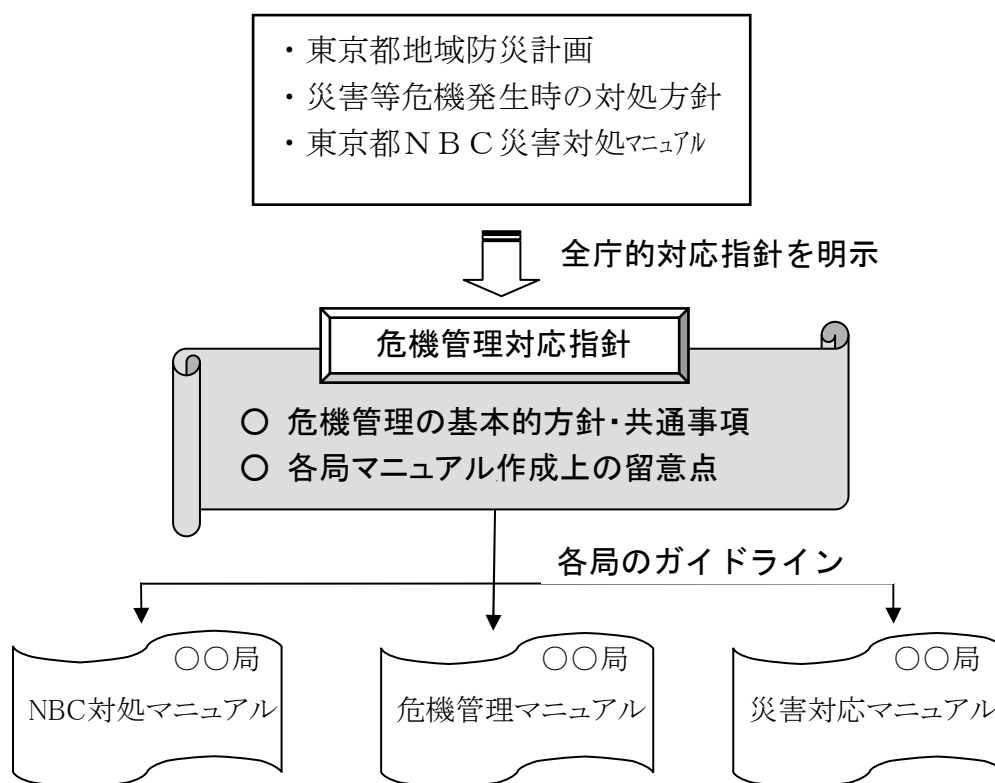
第 1 東京都の危機管理体制

- 1 災害等危機発生時の対処方針（平成 15 年 3 月 31 日知事決定）平成 18 年 10 月改定
 - 「危機」とは、災害等により、多くの都民の生命、身体等に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態であって、関係各局の一体的な取組が必要となるものをいう。「危機管理」とは、上に規定する緊急事態への対処をいう。
 - 「危機管理監の役割」は、危機に対処するに当たり必要な業務全般にわたっている。
 - この方針に定める危機が発生した場合の対応については、次の災害等危機発生時の対処要綱に示している。
- 2 災害等危機発生時の対処要綱（平成 15 年 10 月 22 日総務局長決定）平成 18 年 10 月改定
 - 上記の「災害等危機発生時の対処方針」の規定に基づき、情報の収集及び分析並びに対応策の立案及び実施等に関し必要な事項を定める。
 - 「危機情報」として（1）自然災害（2）重大事故（3）重大事件等の区別に従い、事例を挙げ、これらの災害等の危機の発生又はそのおそれに関する情報と定義している。
 - 局の危機管理主管部長（教育庁においては総務部長）は、災害等の危機が発生したときは、直ちにその所掌事務に係る危機情報を収集するものとする。収集した危機情報は直ちに総務局総合防災部長に報告するものとする。また、関係機関（関係各局、国、八都県市災害時相互応援協定を結んでいる自治体、特別区、市町村、関係機関等）から関連情報の収集に当たる。
 - 総合防災部長は、危機情報を分析、評価し、必要な対策を立案する。立案された対応策検討・実施等のため、東京都危機管理対策会議を設置する。
- 3 東京都危機管理対策会議設置要綱（平成 15 年 10 月 22 日総務局長決定）
 - 上記の「災害等危機発生時の対処要綱」の規定に基づき、東京都危機管理対策会議について詳細を定める。所掌事務は、災害等の危機に対処するための対応策の検討及び必要な総合調整、危機情報の連絡及び共有、その他必要な応急対策に関すること。
 - 議長は危機管理監、副議長は総合防災部長を充て、危機管理主管部長（教育庁では総務部長）を構成員とする。構成員は、自ら関係する危機情報を、対応策の検討情報として収集し、対策会議に報告する。

第 2 各局が危機管理体制を整備する上での指針

- 1 東京都危機管理対応指針（平成 17 年 3 月総務局決定）

平成 17 年 3 月策定された東京都危機管理対応指針（以下「指針」という。）は、東京都地域防災計画等に基づき、都の地域及びその周辺地域等において危機・災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、都民の生命、身体等への被害の防止・軽減を図るため、各局が実施すべき危機管理対策の基本的方針及び共通事項を明らかにするものであり、教育庁・都立学校の危機管理のガイドラインとなっている。



2 東京都危機管理対応指針に定める危機の定義（危機の分類は割愛）

危機とは、災害等により、多くの都民の生命、身体等に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態であって、関係各局の一体的な取組が必要となるものをいう。

3 東京都危機管理対応指針に定める基本原則（基本方針は割愛）

危機管理は、事前対策、応急対策、事後対策の3つを基本とする。

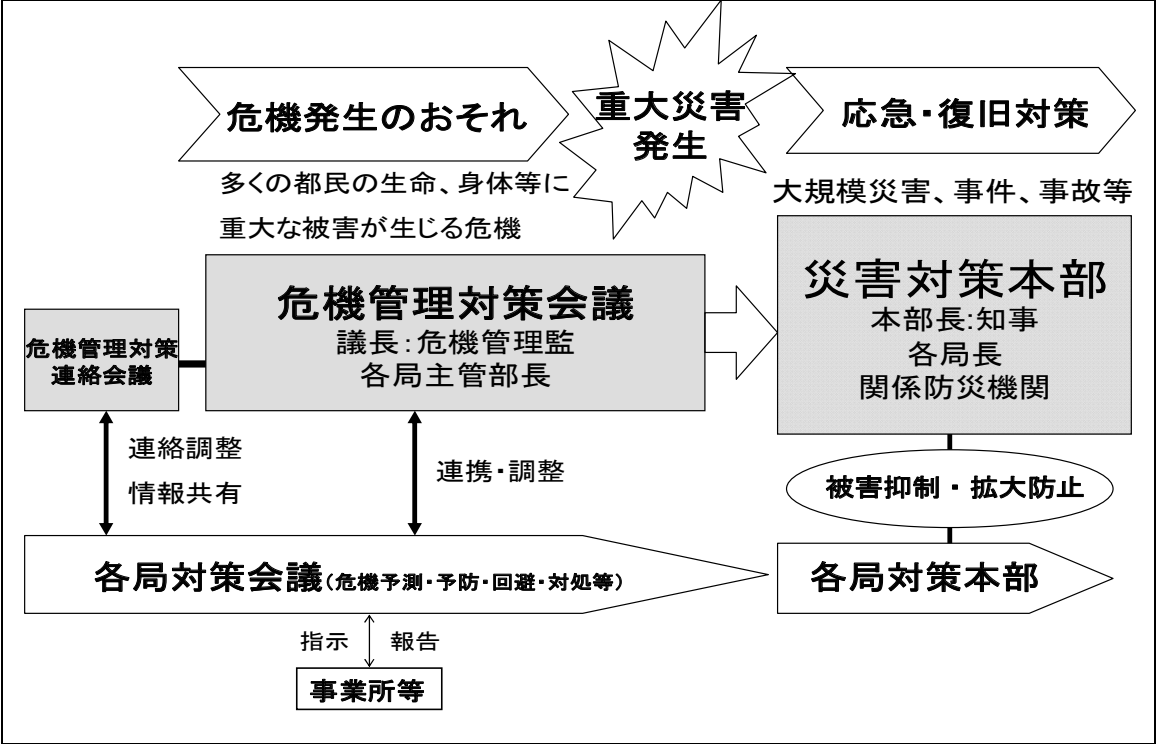
1）事前対策は、マニュアルの整備と危機の予測・予防・回避が基本

- ① マニュアルの整備がゴールではなく、実践的な訓練を通じてマニュアルの改善点を発見し、見直していく。
- ② 研修・訓練等を通じて、職員の危機への対応力、行動力を高める（危機管理は、理論ではなく実践。緊急事態への対応は、知識、理論の習得のみでは困難）。
- ③ 少しでも早く、危機を察知するため、日頃から、もしかしたら、念のためといった感覚で取り組みをもち、空振りを認める勇気、無駄を覚悟する勇気を大切にする。
- ④ 「悪い情報」こそ報告できる、日頃からの体制づくりが重要である。

2）事後対策では、被災者のフォローを優先するとともに、対応の評価を行い、再発防止を徹底

- ① 被災者への支援、フォローを第一に考える。
- ② 対応結果を評価し、発見された問題点は、関係部署に提言するとともに、マニュアルの修正等に反映させる。
- ③ 発生原因を究明のうえ、再発防止策または次善の策を検討し、再発防止の徹底を図る。

＜参考図：都の危機管理体制＞



大震災時における学校のあり方検討委員会報告書

(平成 7 年 11 月 22 日)

はじめに

先の阪神・淡路大震災においては、多くの学校が避難所として利用された。避難所となった学校では、実際には、教職員が救援物資の管理、水、食糧等の分配、避難者名簿の管理、災害対策本部との連携などに当たり、学校及び教職員が災害応急活動に大きな役割を果たした。

もとより、学校は教育活動の場であり、災害時における学校の役割は、児童・生徒等の安全確保と教育活動の再開に努めることが基本であり、避難所としての機能は応急的なものといえる。しかしながら、今回の教訓によれば、避難所としての機能をも十分念頭に置いた学校の防災設備の整備、避難所運営に従事する教職員の役割の明確化及び教育活動再開への体制整備などを図ることが重要である。

そこで、このような視点から、「大震災時における学校のあり方検討委員会」において、検討してきたところである。

当検討委員会は、本報告書に検討結果をまとめ、今後の都立学校の災害対策及び避難所としての対応についての基本的な方針を示すとともに、都教育委員会、校長及び教職員の役割について提言する。なお、区市町村教育委員会においても、この提言に基づき、地域の実情に応じて、自ら設置する学校の災害対策を推進するに当たっての指針にすることが望まれる。

この報告書に基づき、都教育委員会として、都立学校における災害対策のための計画を策定し、教育活動再開への支援体制の整備を図るとともに、避難所としての対応及び教職員のサービスの根拠を明確にする必要がある。

1 災害時における学校の役割

(1) 児童・生徒等の安全確保

ア 安全確保を図るための体制整備

校長は、児童・生徒等の生命及び身体的安全並びに教育活動の確保を図るため、災害予防、応急対策等について事前の備えを十分に行い、万全を期する。そのため、校長は発災時や災害の規模の状況に応じて、適切な緊急避難の指示を行うことができるよう避難計画を立案し、教育計画に位置付ける。

なお、避難計画の中には、全員又は一部の児童・生徒等が帰宅することが困難な場合に備えた体制整備を計画化する。

また、震災時に、教職員が的確に行動できるようにするため、都教育委員会又は区市町村教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校の防災体制及び災害時における具体的な行動指針などを示した学校防災マニュアルを作成する。その内容として、児童・生徒等の安全確保、教職員の役割分担、情報連絡体制、避難所となった場合の運営、重要文書の取扱いなどが挙げられる。

イ 在校中に発災した場合の避難

在校中に発災した場合、校長は、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を校内に保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引き渡しができる場合には、帰宅させる。保護者に対

しては、児童・生徒等の安全な引き渡しを図るため、避難計画に定める連絡体制及び連絡方法を周知徹底する。

また、校長は、保護者等に児童・生徒等を引き渡しできない場合には学校で保護し、教職員は、定められている役割分担に従い、児童・生徒等の安全確保を図る。

なお、校外学習時及び保護者等が避難所である学校に避難して来る場合の児童・生徒等の引き渡し方法並びに校舎等の損壊、火災の延焼等による避難体制も計画化する。

ウ 登下校時の避難

校長は、登下校時に発災した場合に備え、保護者と連携し、児童・生徒等の通学路、通学経路の安全性及び一時的に避難できる近隣の公園、公共施設等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるような連絡体制及び連絡方法を含む避難計画を策定する。この計画を策定した場合には、児童・生徒等及び保護者に周知徹底する。

エ 夜間、休日に発災した場合の安全確保

夜間、休日に発災した場合の児童・生徒等の安全確保については、保護者の責任において行う。

なお、児童・生徒のクラブ活動、寄宿舎内での児童・生徒等の生活など学校管理下にある場合については、校長及び教職員が安全確保を図る。

また、校長は、学校管理下にある場合の連絡体制を整備し、保護者に周知徹底する。

オ 帰宅が困難な児童・生徒等への備蓄対策

都立学校では、通学区域が広域に及ぶことから、発災後、交通機関の途絶、建物の倒壊などにより、児童・生徒等の帰宅が困難なため、学校で保護する場合が予想される。そのため、都教育委員会は、学校で児童・生徒等が数日間生活ができるよう、食糧、毛布等を備蓄する。備蓄する場所については、倉庫を確保する。

カ 学校施設等の耐震対策

児童・生徒等の安全確保のためまず第一に実現されなければならないことは、校舎等の安全性の向上である。このためには、校舎等の耐震性を確保し、地震に強い学校づくりをすることである。については、教育委員会が学校施設の建築等に当たっては、建築基準法及び同法施行令で規定する耐震構造設計を遵守する。

なお、昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された学校については、計画的に耐震診断又は耐力度調査を実施する。その結果や地域の実状等を考慮した耐震補強・改築計画を策定し、補強・改築を行う。

また、教育委員会は、発災直後のなるべく早い時期に、専門家による校舎等の安全点検を実施する体制を検討する。

一方、学校内のコンピュータ、テレビ、書棚、化学薬品等の転倒壊や落下等による事故防止を図るため、教育委員会は、学校の施設・設備の点検項目を策定する。校長は、点検を実施する機関として施設・設備点検委員会等を設置し、校内の点検を随時行う。その結果、改善すべき事項がある場合は、速やかに対処する。

キ 保健室の整備・充実等

養護教諭は、在校中に発災し、児童・生徒等が負傷した場合は、保健室等を拠点として医療救護活動を実施する。なお、現在の医薬品整備基準は、日常の保健室業務用のみであるため、教育委員会は、今後、初期救急に係る医薬品を整備する。

また、都教育委員会が実施する養護教諭等の研修については、緊急対応能力の向上を図るため、発災時の救護活動に関する内容を積極的に取り上げるなどして、一層の充実に努める。

他方、校長は、発災時における児童・生徒等の安全確保に資するため、日ごろから学校保健委員会活動等を通じて、学校医や地域医療機関等との連携に努める。

教育委員会は、学校において常時薬を服用している児童・生徒等への対応を検討する。

(2) 教育活動の再開への対応

ア 授業再開に向けて

校長は災害状況に即し、教育委員会と連携を密にして、応急教育計画を立案し、これに基づき応急の教育指導を行う。

校長及び教職員は、まず授業再開するための準備行為として、校舎等の安全点検、児童・生徒等の安否確認、通学路又は通学経路の安全確認、教科書・学用品等の滅失状況の把握、児童・生徒等の転出への対応などを行う。校長は、これらの点検結果を、教育委員会に報告する。

授業再開に当たり、教育委員会は、校舎等の復旧、教科書・学用品等の供給及び授業再開の方法等、学校の運営について、指導、助言する体制を整備するとともに、授業再開の決定について校長にその指示を行う。

また、教育委員会は、教育活動再開のために、所管する学校間の教職員の応援体制について整備する。都教育委員会は、都内学校間の教職員の応援体制については、区市町村教育委員会と必要な調整を行う。

イ 教職員の参集体制

校長は、発生する災害の程度に応じた教職員の参集体制、連絡体制、役割分担等を定めた計画を策定し、教職員に周知するとともに、教育委員会に報告する。

校長は、この計画に基づき、教職員に対し、児童・生徒等の安全確保、教育活動再開に必要な業務等に従事させる。

なお、計画の策定に当たっては、夜間、休日等の勤務時間外に発生する震度6以上又はこれに準ずる地震に対し、発災当初における校舎等の安全確認、児童・生徒等の安否確認、教育活動再開に必要な業務等に従事するため、教職員は、自宅及び家族の安全を確認した上、自発的に参集する体制とする。

ウ 所属校に出勤できない教職員の対応

都立学校長は、教職員が勤務を要する日に交通機関の途絶等により所属校に出勤できない場合の取扱いを定める。定めるに当たっては、復旧するまでの間、住居近くの都立学校に出勤させ、その学校の校長の指示に従い、児童・生徒等の安全確保などの応急対策活動に従事させるものとする。

また、区市町村教育委員会は、所管する学校の教職員について、地域の実情に応じた取扱いを定めることが期待される。

エ 心理的ケア対策

都教育委員会は、養護教諭及びその他の教職員に対して、震災時の心理的ケア対策を含むスクールカウンセリング研修の充実に努め、カウンセリングマインドを育成する。現在実施しているスクール・カウンセラー研修において、震災時の心理的ケア対策を視野に入れた内容の充実に努める。

震災後、教育委員会は、当該校長と連携協議し、心的外傷後ストレス障害（PTSD）の教職員、児童・生徒等への対応として、精神科専門医、スクールカウンセラー等による「心のケア」相談事業を実施する。

こうした相談事業の円滑な実施を図るため、教育委員会は、日ごろから専門医療機関等との連携強化に努める。

(3) 情報収集及び連絡体制の整備

ア 児童・生徒等、保護者との連絡体制

校長は、児童・生徒等及び保護者の状況を適切に把握するための連絡体制を整備するに当たっては、発災時別に策定する。

イ 教職員、教育委員会との連絡体制等

校長は、発災時の初動体制を確立するため、教職員との緊急連絡体制を定め、周知徹底する。

教育委員会は、学校との緊密な連絡を図るため、防災無線が設置されていない場合は、電話回線の使用不能又は回線規制されることを想定し、携帯電話などの災害時にも有効に機能する情報連絡手段・体制の整備に努める。

2 避難所等としての対応

(1) 避難所の指定

都教育委員会は、都立学校が避難所に指定される際の基本的な考え方を策定する。その際、避難所として利用できない範囲には、管理スペースである校長室・職員室、機器・化学薬品がある特別教室、医療活動に必要な保健室等が考えられる。

都立学校長は、区市町村長からの避難所の指定要請があった場合には、この基本的な考え方に基づいた自校の施設利用計画を都教育委員会と協議し、決定する。

また、区市町村長に対して、避難所として利用できる範囲を地域住民に十分周知徹底するよう依頼する。

なお、区市町村教育委員会においても、以上の考え方を勘案し、地域の実情に応じた対策を講ずることが期待される。

(2) 学校の防災設備の整備

学校の防災設備の整備に係る役割は、避難所機能としての強化を図る場合は区市町村長、教育施設としての機能向上を図る場合は教育委員会が分担するものと考えられる。

都教育委員会は、都立学校の防災設備について、知事との役割分担を明確にしながら、自家発電装置の設置、下水管の耐震補強、災害時の暖房等に対応できる体育館の電気容量のアップなどの整備に努める。

また、避難所として指定された都立学校においては、学校教育活動に配慮しながら、区市町村長が行う避難所として備蓄する物資の保管場所の提供などに協力する。

なお、区市町村教育委員会においても、小・中学校の防災設備の整備の役割分担について、区市町村長と協議することが望まれる。

(3) 災害時における教職員の役割

ア 学校の避難所業務への協力・援助及び教職員の勤務体制

東京都地域防災計画において、校長は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な職員を確保すると規定されている。校長は、学校が避難所となる場合、区市町村長が行う災害応急対策が円滑に実施されるよう協力・援助すべき立場にある。したがって、教職員が、避難所業務に従事することは、当該学校の管理業務の一端を担っているものと考えられる。

しかしながら、避難所の管理運営については、本来的には区市町村の行政職員が従事すべきものであり、教職員の避難所の管理運営業務への従事は緊急避難的対応であると考えられる。このような観点から、都教育委員会は、避難所における教職員の役割分担等についての基本的な方針を示す必要がある。これを基に、区市町村教育委員会は、地域の実情に応じた基本的な方針を策定することが期待される。

この方針によって、校長は、具体的な教職員の役割分担、初動体制等の計画を区市町村長と協議の上、策定する。

また、都教育委員会は、避難所の管理運営業務に従事する教職員に対する勤務条件について、今後検討する。

学校が避難所となった場合、校長は、避難所の管理運営業務について、教職員に必要な指示を行い、教職員は、その業務に従事する。

一方、避難所に指定されていない学校においても、事実上避難して来た人がいる場合、校長は、緊急の必要があると判断し、所属教職員に対して、避難所の管理運営業務に従事することを指示できる。

なお、教職員の参集体制の計画、教職員が交通機関の途絶等により所属校に出勤できない場合の取扱い、それぞれ前記 1 (2) イ、ウの考え方の例による。

イ 教職員の負担軽減への配慮

教職員の避難所の管理運営業務への従事は、発災初期の緊急対応に限定されるべきものと考えられる。その後においては、教育委員会は、区市町村長に対し、教職員が学校教育の早期再開に取り組めるよう、避難所の管理運営業務を行政職員に移行するよう要請する。

(4) 避難所が長期化した場合の対策

教育委員会は、避難所が長期化することが予想される場合、校長の報告に基づき、区市町村長に対し避難所の早期解消を申し入れ、速やかに授業を再開できるように努める。教育委員会は、避難所等のため長期間学校が使用できないときは、学校と連携を密にし、代替施設等を確保するなどして授業再開に努める。

3 防災訓練のあり方

(1) 防災教育

校長及び教職員は、児童・生徒一人一人が、実際に災害が発生した際、的確に状況を把握し、適切な行動ができる能力、態度を育てるようするため、日常から防災に必要な安全教育を徹底し、児童・生徒等の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。そのため、都教育委員会は、児童・生徒用副読本

「地震と安全」に阪神・淡路大震災の教訓を生かし、家庭でも活用できるように、内容の一層の充実を図る。学校は、配布された「地震と安全」を効果的に活用するよう工夫し、児童・生徒等の防災意識の啓発に努める。

(2) 教職員に対する防災研修

教育委員会は、防災教育・避難訓練に関する指導力及び災害時における防災対応能力、応急処理能力を高めるための防災に関する教職員の研修をより一層充実する。また、校長は、防災を主題とした校内研修を充実する。

なお、教育委員会又は校長は、防災に関する研修において、学校防災マニュアルを効果的に活用するよう工夫する。

(3) 防災・避難訓練及び地域住民との連携

ア 実践的な訓練

校長は、実践的な防災能力を高めるために、避難訓練を計画するに当たっては、発災時刻、学校の教育活動等多様な場面を想定した実践的な初期消火・救急活動及び疑似体験できる訓練などを積極的に計画する。

また、区市町村長が実施する防災避難訓練に、教職員及び児童生徒等は積極的に参加・協力するとともに、学校施設の提供についても協力する。

イ 地域防災組織との連携

校長は、学校が避難所になった場合に備え、保護者及び地域住民等との連携を強化する。このため、避難所を単位として組織する地域防災会議等の運営に協力し、区市町村、地域防災組織やボランティアとの連携を図る。

東京都教育委員会災害対策要綱

平成14年3月22日13教総総2183号
(最終改正 平成22年7月15日)

(目的)

第一 この要綱は、東京都災害対策本部条例施行規則（昭和三十八年東京都規則第一二号。以下「規則」という。）第八条の規定及び東京都災害対策本部運営要綱（以下「要綱」という。）に基づき、東京都教育委員会及び東京都災害対策本部教育庁（以下「本部教育庁」という。）における災害応急対策について、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の動員計画)

第二 東京都災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合の本部教育局に配置する職員（以下「本部教育庁職員」という。）の動員計画は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

（一）要綱第八（一）に規定する非常配備態勢の指令がされたとき、別表を基本として東京都教育委員会教育長（以下「教育長」という。）がそのつど定める動員計画

（二）要綱第八（二）に規定する特別非常配備態勢の指令がされたとき 別表

二 東京都教育庁（以下「教育庁」という。）の課の長（以下「課長」という。）並びに要綱別表第一に掲げる教育事務所、教育出張所、教育庁事業所、学校経営支援センター及び都立学校（以下「出張所等」という。）の長は、前項第二号の動員計画に基づき、あらかじめ、本部教育庁職員の予定者を所属職員の中から選定し、その者の職、氏名、住所及び連絡方法並びに当該職員が動員される特別非常配備態勢動員計画の配備区分（次項において単に「配備区分」という。）を教育長に報告しなければならない。

三 教育庁の課長及び出張所等の長は、前項の職員の氏名、住所及び連絡方法並びに配備区分に変更があったときは、直ちにその内容を教育長に報告しなければならない。

(本部教育庁職員の配属)

第三 本部教育庁職員が配置される本部教育庁の部課及び出張所等は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める部課とする。ただし、災害の状況その他の事情により、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

（一）要綱別表第一の部長及び課長に充てられる職員 通常の行政組織において勤務を命ぜられている部課

（二）教育庁の課に勤務を命ぜられている職員 通常の行政組織において勤務を命ぜられている課の課長の属する本部教育庁の課

（三）出張所等に勤務を命ぜられている職員 当該出張所等

(本部教育庁職員の動員及び服務)

第四 非常配備態勢が指令された場合における本部教育庁職員の動員は、通常の行政組織における課長及び主張所等の長を通じて行うものとし、夜間その他の場合で緊急を要するときは、別に定める災害対策連絡網により行うものとする。ただし、特別非常配備態勢の際は、この限りでない。

二 非常配備態勢の動員の指令を受けた本部教育庁職員は、万難を排して直ちに参集し、上司の命を受け、本部教育庁の事務に従事しなければならない。

三 特別非常配備態勢に際しては、本部教育庁の事務に従事できる全職員は、自宅及び家族の安全を確認した上、自発的に万難を排して直ちに参集し、上司の命を受け災害応急対策活動に従

事しなければならない。

四 本部教育庁職員は、常に災害に関する情報に注意しなければならない。

また、参集途上で得た情報については、所属する本部教育庁の課長又は出張所等の長に報告しなければならない。

五 本部教育庁の課長及び出張所等の長は、職員派の動員状況及び収集した情報を、本部教育庁総務部総務課長を経て、東京都災害対策本部教育長（以下「本部教育長」という。）に報告しなければならない。

（本部連絡員及び通信要員）

第五 要綱第五章に定める本部連絡員に定める本部連絡委員には、教育庁総務部教育情報課長及び福利厚生部福利厚生課長の職にある者をもって充て、通信要員には、教育庁総務部教育情報課の職員の中から、あらかじめ教育長が指定する者四名をもって充てる。

（出張所に対する指示）

第六 本部教育長（本部設置前にあつては教育長、以下同じ。）災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生したときは、その状況に応じ本部教育庁の課長及び出張所の長に対し、防災措置、災害応急復旧等について必要な指示をするものとする。

二 本部教育庁の課長及び出張所等の長は、前項の指示を受けたときは、指示に基づく必要な措置を講じなければならない。

三 本部教育長は、第一項の指示のうち特に必要があると認めるものについては、区市町村教育委員会に対しその内容を通報する。

（発信事務の処理）

第七 本部教育庁から本部各部署等への発信事務は、本部教育長の指示に基づき、本部教育庁の課の中から、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者がこれを処理する。

（一）教育事業所及び教育庁出張所に対する連絡

本部教育庁総務部総務課（総務部法務監察課長）

（二）都立図書館及び多摩社会教育会館並びに区市町村教育委員会に対する連絡

本部教育庁総務部地域教育支援課（地域教育支援部管理課長及び義務教育課長）

なお、市町村教育委員会に対する通報は、本部教育庁教育事務所長、本部教育庁各教育庁出張所長を経由して行うものとする。

（三）都立学校及び学校経営支援センターに対する連絡

本部教育庁教育部都立学校教育課（都立学校教育部高等学校教育課長及び特別支援教育課長）

（四）教職員研修センター及び教育相談センターに対する連絡

本部教育庁教育部指導課（指導部管理課長）

（五）本部及び前項各号に掲げるもの意外の部署に対する連絡

本部教育庁総務部総務課（総務部総務課長）

二 前項各号に掲げる者は、所属の本部教育庁職員のうちから、あらかじめ連絡員を指定しておかなければならない。

三 都立学校に対する電話による第六第一項の指示の伝達その他の連絡は、島しょ地区に所在するものを除き、別に定める通信連絡網によって行うことができる。

（被害状況及び設置状況等の報告）

第八 本部教育庁の課長及び出張所等の長は、被害状況、災害に対してすでにとった措置、今後とろうとする措置その他必要と認める事項についてすみやかに本部教育長に報告しなければならない。

- 二 区市町村教育委員会は、その所管に属する学校その他の教育機関にかかわる被害状況及び措置状況を速やかに本部教育長に通報するものとする。この場合において市町村教育委員会の通報は、本部教育庁教育事務所長又は本部教育庁出張所長を経由して行うものとする。

(応援要請)

第九 出張所等の長は、災害応急対策又は応急復旧のため特に必要があると認めるときは、本部教育長に対し、本部職員の派遣及び資材の供給等の措置を要請することができる。

(受信事務の処理)

第一〇 教育庁に対する報告等の受信事務は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる者がこれを処理する。

- (一) 都立図書館及び多摩社会教育会館の被害状況及び措置状況報告
本部教育庁総務部地域教育支援課（地域教育支援部管理課長）
- (二) 教職員研修センター及び教育相談センターの被害状況及び措置状況報告
本部教育庁教育部指導課（指導部管理課長）
- (三) 都立学校の施設・設備の被害状況及び授業打ち切り、臨時休業等の措置状況報告
本部教育庁教育部都立学校教育課（都立学校教育部高等学校教育課長及び特別支援教育課長）
- (四) 区市町村立学校その他の教育機関の施設・設備の被害状況及び授業打ち切り、臨時休校等の措置状況報告
本部教育庁総務部地域教育支援課（地域教育支援部義務教育課長）
- (五) 国宝その他文化財の被害状況及び措置状況報告
本部教育庁総務部地域教育支援課（地域教育支援部管理課長）
- (六) 本部の指令及び前各号に掲げるもの以外のもの
本部教育庁総務部総務課（総務部総務課長）

二 前項の規定による受信担当者は、受信した事項を直ちに関係課長に連絡しなければならない。

(本部設置前等における措置)

第一一 本部が設置される前又は本部が設置されない場合において、教育長が必要があるとみとめるときは、次の措置を講ずる。

- (一) 通信連絡態勢
- (二) 警戒態勢

(通信連絡態勢)

第一二 通信連絡態勢は、台風の接近その他の事由により、気象情報の収集、緊急事態の発生にそなえて、連絡態勢を確立しておく必要があると認める場合に発令する。

二 通信連絡態勢が発令されたときは、教育庁総務部総務課防災担当職員、教育情報課通信要員及び第七の二に定める連絡員は上司の指示があるまで待機し、情報の収集及び連絡事務に従事しなければならない。ただし、状況に応じ連絡員を待機させないことができる。

(警戒態勢)

第一三 警戒態勢は、台風の襲来その他の事由により災害の発生するおそれがあり、臨機の措置を講ずる必要があると予測される場合に発令するものとする。

二 警戒態勢が発令されたときは、次に掲げる職員は、上司の指示があるまで待機し、状況に応じ都立学校における授業の取り扱いその他防災に関する臨機の措置を検討し、処理しなければならない。

ならない。

- (一) 教育庁総務部長並びに総務部総務課長及び教育情報課長
- (二) 教育庁都立学校教育部長並びに都立学校教育部高等学校教育課長及び特別支援教育課長
- (三) 教育庁指導部長並びに指導部指導企画課長
- (四) 前各号に掲げる者のほか、教育長、教育庁の部長又は課長が特に指定する者

(出張所等に関する特例)

第一四 教育庁本部出張所長は、本部教育長の指令の有無にかかわらず必要があると認めるときは、本部地方隊長（本部地方隊設置前にあつては支庁長）との協議上、所属の本部教育庁職員を動員し、管轄区域内の町村教育委員会又は都立学校長に対し、防災措置、災害応急対策又は災害応急復旧に必要な指導又は指示を行うなど、管轄区域内の災害対策についてその地域における気象状況等に応じて適切な措置を講じなければならない。

二 この要綱に定めるもののほか、出張所等における災害対策について必要な事項は、出張所等の長が定める。

(管理委託施設に対する指示等)

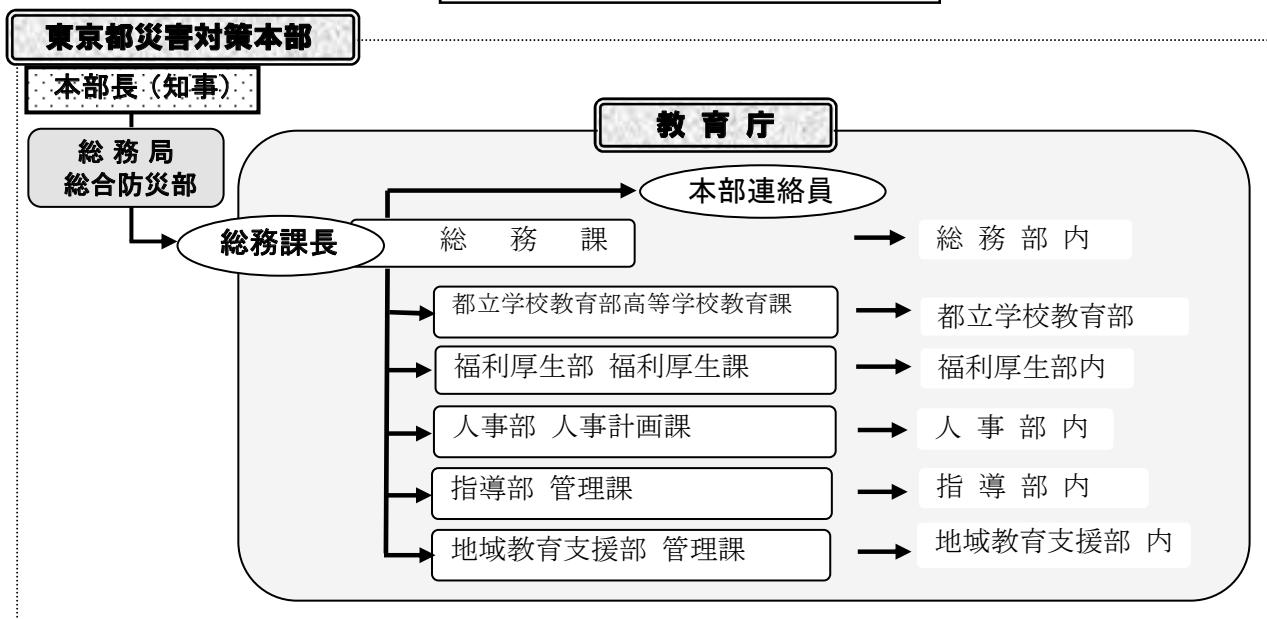
第一五 本部教育長は、災害が発生するおそれがある場合又は発生したときは、東京都教育委員会が施設の管理を委託している法人（以下「法人」という。）に対し、当該施設（「委託施設」という。）に関し、気象状況等に応じ防災装置、災害応急復旧等の措置を講ずるよう必要な指導又は指示を行わなければならない。

二 前項に定めるもののほか、委託施設の災害対策について必要な事項は、法人において別に定めるものとする。

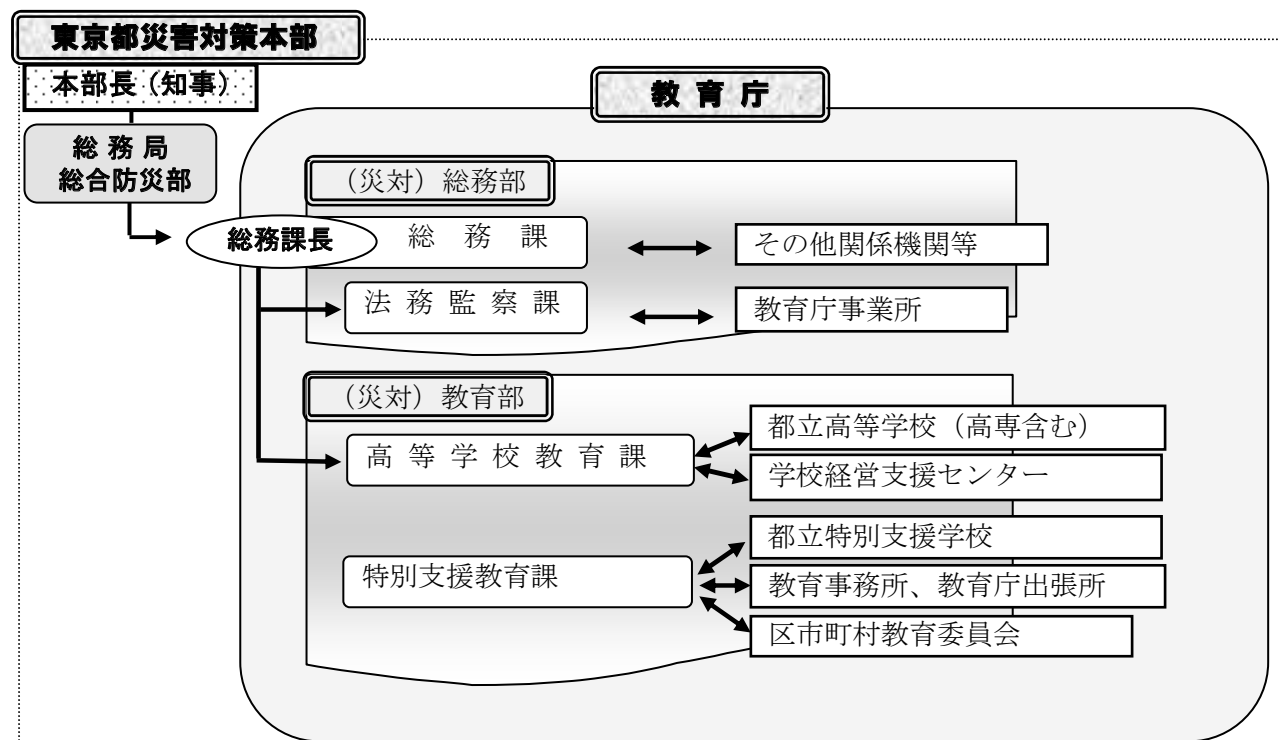
東京都教育委員会災害対策要綱に基づく災害時の発信・受信事務の処理体制（その1）

東京都災害対策本部条例施行規則（昭和38年東京都規則第12号。以下「規則」という。）第8条の規定及び東京都災害対策本部運営要綱（以下「要綱」という。）に基づく東京都教育委員会災害対策要綱では、災害時における教育庁の情報連絡等の発信及び受信事務の処理について、以下のとおり規定している。

〔1〕 本庁部内への連絡

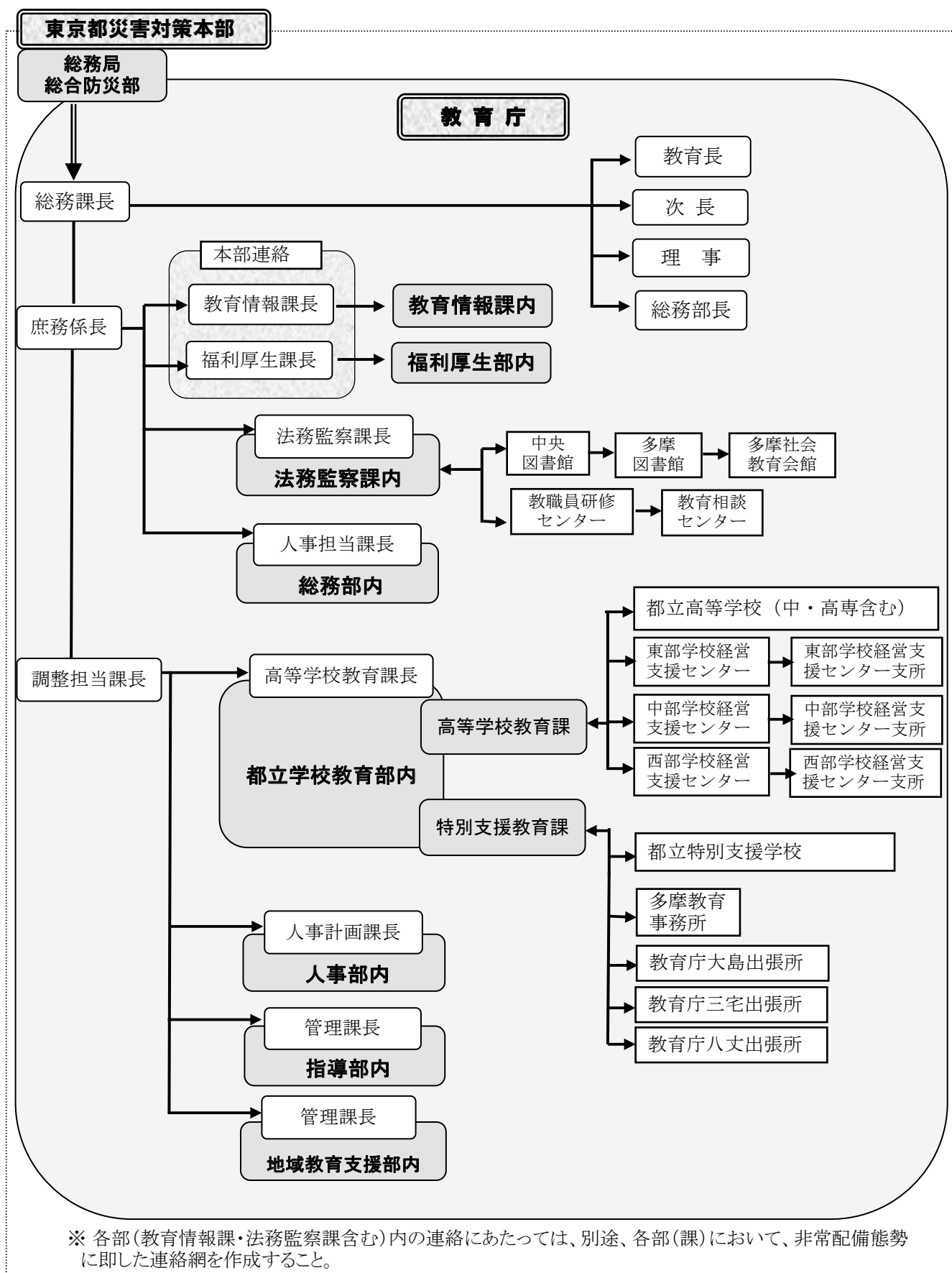


〔2〕 本庁と所及び学校等との連絡体制



〔3〕 本庁と所及び学校との連絡体制〈再掲〉

○ 前ページの教育庁本庁と所及び学校との連絡体制における発信・受信事務処理の詳細は以下のとおり



都立学校の避難所指定に関する要綱

(平成 8 年 1 月 8 日 7 教総総第 857 号)

(最終改正 平成 21 年 8 月 10 日)

(目的)

第一 この要綱は、区市町村長から都立学校を避難所に指定する要請を受けた場合の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(避難所指定等についての取扱い)

第二 都立高等学校及び都立中等教育学校及び都立中学校については、区市町村長から避難所指定について要請があった場合は、東京都地域防災計画に基づき、原則的に承認する。

二 都立盲・ろう・特別支援学校については、障害者等を対象とした避難所としての指定要請を受けた場合は、前項に準ずるものとする。

三 都立学校長（以下「校長」という。）は、区市町村長から前二項の要請を受けた場合は、第三に定める「施設利用計画」を作成し、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）と協議の上、避難所指定について決定するものとする。

なお、校長は、指定の承認に際して、当該区市町村長と避難所施設利用に関する協定書を締結するものとし、その写しを都教育委員会に送付するものとする。

(施設利用計画の作成)

第三 校長は、避難所指定の承認に当たっては、下記のことに留意の上、自校の施設利用計画を作成する。

(一) 児童・生徒等を保護するためのスペース

在校時の発災の場合に備え、児童・生徒等を保護するためのスペース

(二) 一般避難者の収容に使用しないスペース

ア 学校の教育機能及び避難所の管理機能の確保の観点から、校長室、職員室、事務室、放送室、機器・化学薬品等がある特別教室等

イ 病弱者、負傷者等の保護及び医療活動の確保の観点から、保健室、和室等

ウ 物流拠点機能等の確保の観点から、校庭

(三) (一) 及び (二) 以外で避難所として利用できるスペース

一般避難者用の避難所として利用できるスペースの範囲及びその使用順位

(都立学校敷地の目的外使用許可手続)

第四 区市町村長からの都立学校敷地内に防災資器材用倉庫等を設置するための申請については、教育財産管理規則等に定める従前の使用許可手続による。

附 則

1 この要綱は、平成八年一月八日から施行する。

2 施行日以前に避難所に指定されている学校については、校長は、この要綱の趣旨に基づき、区市町村長と避難所施設利用に関する協定書を締結するものとする。

避難所施設利用に関する協定書（例）

区市町村長を「甲」とし、都立学校長を「乙」とし、甲乙の間において、次のとおり避難所としての施設利用に関する協定を締結する。

（目的）

第１ この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについての必要な事項を定めることを目的とする。

（避難所施設として利用できる施設の周知）

第２ 甲は、乙の管理する施設のうち避難所として利用できる施設の範囲を、地域住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。

（避難所の開設）

第３ 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の指定した場所を開設することができる。

（応急危険度判定の実施）

第４ 甲は、避難所として利用する場合、二次災害を防止するため都と連携して早急に応急危険度判定員を派遣し、施設利用の安全性について調査する。

２ 甲は、判定員が到着しない場合は建築関係者により施設・設備等の安全確認を行う。

（開設の通知）

第５ 甲は、第３に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知するものとする。

２ 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規程に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難所の管理）

第６ 避難所の管理は、甲の責任において行うものとする。

２ 避難所管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）

第７ 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第８ 避難所の開設期間は災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は乙と協議の上、東京都教育委員会教育長に使用許可延長の申請をするものとする。

（避難所解消への努力）

第９ 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期

解消に努めるものとする。

(避難所の終了)

第 10 甲は、乙の管理する施設を避難所として終了する際は、乙に避難所使用終了届けを提出するとともに、その施設を原状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(協議)

第 11 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書 2 通を作成し、それぞれ記名押印の上各 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 区市町村長

(乙) 東京都立学校長

大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について

平成 10 年 7 月 1 日

10 教人職第 178 号

(一部改正 平成 18 年 11 月 14 日)

区市町村教育委員会教育長

都立学校長

平成七年一月に発生した阪神・淡路大震災においては、多くの学校が避難所として利用され、教職員が被災住民の救助活動に当たるなど、学校及び教職員が災害応急活動に大きな役割を果たした。

このことは、学校が、地域社会における住民の生活の中で大きな期待と役割を担っているものであることを、あらためて示したものと言える。

もとより、学校は、教育活動の場であり、災害時における学校の役割は児童生徒の安全確保と教育活動の再開に努めることが基本であり、避難所としての機能は応急的なものといえる。しかしながら、今回の教訓によれば、学校の防災体制の整備に当たっては、避難所としての機能をも十分念頭に置きながら、教職員の役割を明確にし避難所運営への協力体制と教育活動再開への体制を図ることが重要である。

このような教訓に基づき、大震災時における公立学校教職員の避難所業務従事等について東京都教育委員会としての基本的な考え方をまとめた。貴職におかれては、この考え方をふまえ、防災体制の整備を図っていただきたい。

別紙

大震災時における学校教職員の避難所業務従事等の扱いについての基本方針

一 避難所業務と学校教職員との基本的関係

(一) 学校と避難所の関係

教育委員会及び学校は、区市町村長が、災害対策基本法第五〇条及び災害救助法第二三条等に基づいて設置する避難所について、避難所の設置と運営に協力する。

(二) 避難所の指定

ア 都立学校

都立学校長は、区市町村長から避難所指定について要請があった場合には、「都立学校の避難所指定に関する要綱」(平成八年一月八日付七教総総第八五七号)に基づき、区市町村長と避難所施設利用に関する協定書を締結する。

イ 区市町村立学校

区市町村教育委員会は、上記、要綱に準じて、避難所指定の取扱いを定めることが望ましい。

(三) 学校における避難所業務の位置づけ

ア 都立学校

(ア) 避難所運営等に対する学校の協力

都立学校は、東京都災害対策本部条例施行規則に基づき、避難所の開設・管理運営に協力する。

(イ) 学校教職員の参集態勢

都立学校の教職員は、東京都教育委員会災害対策要綱の別表第二に定めるとおり、特別非常配備態勢(夜間、休日等の勤務時間外に震度六弱又はこれに準ずる地震により災害が発生したとき。)においては、「発災初期の活動態勢を確保するため、災害応急対策に従事することができる全職員が自宅及び家族の安全を確認した上、自発的に」、原則として、現所属校に参集する。

イ 区市町村立学校

各区市町村において、都立学校と同様に、避難所の開設・管理運営に対する学校の協力や教職員の参集態勢について、要綱等に明記することが望ましい。

(四) 避難所の管理運営と学校教職員の役割分担

ア 避難所の管理運営責任

避難所の管理運営は、区市町村長の責任体制の下に行われるものであり、学校教職員は、学校長の管理の下において、緊急対応として避難所管理運営業務に従事するものである。

イ 区市町村職員と学校教職員との役割分担

避難所に指定された学校の校長は、区市町村の教育委員会及び防災担当部局とあらかじめ協議を行い、学校教職員の職務分担、避難所業務に従事する期間、初動体制等の具体的計画を策定する。

ウ 避難所に指定されていない学校

避難所に指定されていない学校において、避難してきた住民がいる場合、当該学校長は、関係区市町村防災担当部局との緊密な連絡の下に、所属教職員に対し、避難所管理運営業務への従事を指示する。

エ 避難所管理運営業務の行政部局職員への移行

避難所管理運営の業務は、教育活動再開のための準備を考慮し、おおむね一週間程度を目途として計画し、徐々に区市町村の行政部局職員による管理運営へと移行させていくこととする。

二 学校教職員の身分について

学校教職員が避難所管理運営業務に従事する場合、正規の勤務時間外等にあっても学校教職員としての身分の変更はない。

三 避難所業務に従事した場合の手当について

(一) 教育職員

教育職員(実習助手及び寄宿舍指導員を含む。)が正規の勤務時間外等において、避難所管理運営業務に従事した場合で、手当の支給要件に該当する場合、教員特殊業務手当を支給する。

(二) 行政系職員

行政系職員が正規の勤務時間外等に避難所管理運営業務に従事した場合は、時間外勤務手当等を支給する。

四 防災訓練等における学校教職員のサービスの取扱い

地震発生後の避難所管理運営業務に円滑に従事するために、平常時(週休日等を含む。)において防災訓練に参加したり、関係者による協議会や連絡会等に参加する場合においても、通常の勤務の一環として取り扱って差し支えないものとする。

五 公務災害の取扱い

学校教職員が避難所業務に従事し、又は上記四の通常の勤務の一環として取り扱う防災訓練等に参加し、災害を被った場合、地方公務員災害補償法による公務災害の対象になる。

24 教人職第 3402 号

平成 25 年 3 月 1 日

都立学校長 殿

東京都教育委員会教育長

比留間 英人

(公印省略)

大規模災害時における学校職員の一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーション
業務従事等について

大規模な地震その他の災害が発生した際、東京都帰宅困難者対策条例（平成 24 年東京都条例第 17 号）に基づき設置される一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションに指定された都立学校は、これらの施設を速やかに開設し、管理運営を行う重要な役割を担っている。

については、学校職員（東京都立学校職員服務規程（昭和 63 年東京都教育委員会訓令第 8 号）第 1 条に規定する職員のことをいう。）がこれらの施設の運営業務に従事する場合の服務、諸手当の支給等は、下記のとおり取り扱うこととなるので、適正に処理されたい。

記

1 学校職員の身分について

都立学校における一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの運営業務（以下「運営業務」という。）は、学校職員の職務として位置づけられるものであるため、運営業務に従事する場合、正規の勤務時間外にあっても学校職員としての身分の変更はない。

2 運営業務に従事した場合の手当の支給について

正規の勤務時間外に運営業務に従事したこと等により、教員特殊業務手当（教育職員（実習助手及び寄宿舍指導員を含む。以下同じ））や超過勤務手当（行政系職員）等の諸手当の支給要件を満たした場合は、運営業務に従事した学校職員に対し、当該手当を支給する。

3 勤務時間について

運營業務のため、やむを得ず、教育職員に超過勤務を命じた場合は、勤務時間の調整を行うこと。

また、数日間に渡って昼夜連続した勤務体制が必要となることが想定される一時滞在施設の運営に当たっては、勤務時間の管理が重要となる。必要に応じて、正規の勤務時間の割振り変更又は週休日の変更等を行い、円滑な運営体制を確保すること。

4 公務災害の取扱いについて

学校職員が運營業務に従事し、災害を被った場合、地方公務員災害補償法による公務災害の対象になる。

5 避難所業務従事について

避難所に指定されている都立学校においては、一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの管理運営と、避難所の開設・管理運営の協力を両立して行うことが想定される。避難所業務従事については、「大震災時における学校教職員の避難所業務従事等について（平成10年7月1日付10教人職第178号）」により取り扱うこと。

災害時帰宅支援ステーション事務連絡（案）

事 務 連 絡
平成 年 月 日

都立学校長 殿

教育庁災害対策本部

地震の影響による帰宅困難者の受入れについて

地震の影響により、 時 分現在、都内の交通機関が運行を停止しています。

このことに伴い、都内で帰宅困難者が発生することが想定されますので、都立学校においては、案内板の設置や案内用チラシ・水・トイレ等の提供準備など、帰宅困難者の受け入れ体制を整えてください。

災害時帰宅支援ステーションの閉鎖時期等については、交通機関の運行状況や帰宅困難者の滞留状況等から、校長等が総合的に判断して決定することとなります。

なお、災害時帰宅支援ステーションの最初の受入時及び最終退所時には、学校経営支援センター経営支援室への報告をお願いします。

【災害時帰宅支援ステーションとは】

震災時に保護を必要とする帰宅困難者に対して、水、トイレ、休息の場、沿道情報等を提供する施設であり、島しょを除く全都立学校のほか、東京武道館、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が指定されている。

【参考】

- ・ 災害時帰宅支援ステーション用配備物品
- ・ 災害時帰宅支援ステーション案内用チラシ（案）

災害時帰宅支援ステーション チラシ（例）

「災害時帰宅支援ステーション」を開設しています

東京都では、〇〇地震の影響により帰宅できない方のため、災害時帰宅支援ステーションを開設しています。

災害時帰宅支援ステーションでは、水、トイレ、休息の場、交通機関の運行情報等の提供を行い、帰宅のための支援を行っています。お困りの方はお立ち寄りください。

場 所 都立〇〇高等学校（〇〇区〇〇1-2-3）

（地図）

* 近隣の駅、災害時帰宅支援ステーション、コンビニ等を掲載

都立〇〇高等学校長

(防災協定)
「都立学校における震災時の電気設備等の
応急対策業務に関する協定」
実施要領

(出動マニュアル)

平成 21 年 7 月 21 日

東京都教育委員会
(社)東京電業協会
(社)東京都電設協会

東京都教育委員会と社団法人東京電業協会並びに(社)東京都電設協会において、平成 21 年 3 月 16 日に締結した「都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定」(以下、防災協定という)に基づき、震災時の実際の出動等が円滑に行われるよう次の通り実施要領を記します。

1. 震災時の窓口

- (1) 東京都教育委員会の窓口は「東部学校経営支援センター」、「中部学校経営支援センター」、「西部学校経営支援センター」とします。
- (2) 協会側窓口は防災協定に基づく地区別対応表に記載の「東部地区連絡責任者」、「中部地区連絡責任者」、「西部地区連絡責任者」とします。

2. 防災協定に基づく地区別対応表

震災時の連絡網は後掲の「地区別対応表」の通りとし、この連絡網は毎年 1 回定期に更新するものとします。

3. 出動手順 (5 頁の「都立学校における電気設備等の応急復旧協定に基づく業務の流れ①」参照)

- (1) 大地震が発生し、都立学校において、平時のメンテナンス会社、取引工事会社等で電気設備の応急対策を行うことができない場合、各地区の「学校経営支援センター」を通じて、協会側の各「地区連絡責任者」(正)へ学校名等を指定して出動要請「電気設備等の応急対策業務依頼書」(様式 1-1)の連絡が原則 F A X にて入ります。「地区連絡責任者」(正)に連絡がつかない場合、「地区連絡責任者」(副)に連絡が入ります。)
- (2) 「地区連絡責任者」(正)は、その「指定学校」が、自分の地区のどの班に属するか確認し、班の「連絡担当者」(正)へ「電気設備等の応急対策業務依頼書」(様式 1-1)を F A X で流し連絡を入れます。(班の「連絡担当者」(正)に連絡がつかない場合、同じ班の「連絡担当者」(副)に連絡が入ります。)
- (3) 班の「連絡担当者」(正)は、その「指定学校」の担当会員(正)を「地区別対応表」から確認し、「電気設備等の応急対策業務依頼書」(様式 1-1)を F A X で流し実際の出動の連絡をします。担当会員(正)に連絡がつかない、あるいは出動できない場合、担当会員(副)へ連絡をとります。正副とも出動不可の場合、班の「連絡担当者」は班内の他の会員へ連絡をとり出動会員を調整します。
- (4) 出動会員(正または副)は、「電気設備等の応急対策業務依頼書」(様式 1-1)に記載の学校担当者へ連絡のうえ出動します。「指定学校」に到着したら、学校担当者と打合せし、必要な電気設備等の応急措置を行うとともに「電気設備等の被災状況・応急措置報告書」(様式 1-2)により、「班の連絡担当者」、「地区連絡責任者」を通して、管轄地区の学校経営支援センターへ F A X により電気設備等の被災状況を報告します。
- (5) 出動会員(正または副)は上記(4)の後、必要に応じて学校側と相談の上、管轄地区の学校経営支援センターへ復旧工事の見積を提出し、センターから指示を仰いでください。

(出動手順の一例 中野区の鷺宮高等学校の場合 通常パターン) ①
「調査及び応急措置時」

- ① 都内に大震災が発生し、中野区の鷺宮高等学校が中部地区学校経営支援センターへ電気設備の
応急対策業務の支援を要請。
- ② 中部地区学校支援センターから中部地区連絡責任者(正)の㈱関電工へ中野区の鷺宮高等学校
へ出動の要請依頼(FAX)が入る。 (様式 1-1 による)
- ③ 中部地区連絡責任者の㈱関電工は中野区の鷺宮高等学校が中部地区のC班にあることを確認
し、C班の連絡担当者(正)の㈱トーエネック東京本部へ連絡(FAX)。 (様式 1-1 による)
- ④ C班の連絡担当者(正)の㈱トーエネック東京本部は鷺宮高等学校の担当会員(正)のNoが2330で
あることから朝日電気工業㈱へ出動を要請(FAX)、これを受け朝日電気工業は鷺宮高等学校へ
事前連絡。
- ⑤ 朝日電気工業は出動・調査・応急処置を施す。
 - ア. 高圧設備、低圧設備、弱電設備等の漏電、断線状況を確認する。
 - イ. 被害の状況から「電気供給の禁止」の措置が必要かの判断をする。
 - ウ. 仮設供給の対応が必要かの判断をする。
 - エ. 端末処理・通電禁止等の処置を行う。
 - オ. 応急処置が可能なものは早期に実施する。
 - カ. 学校からの指示に従い電気工作物の撤去、仮設電気の供給を行う。
 - キ. 被害状況、応急措置施工中、完了のそれぞれの段階で写真撮影を行う。
 - ク. 測定試験は、被害時、完了のそれぞれの段階で測定試験を実施する。
- ⑥ 朝日電気工業は「電気設備等の被災状況・応急措置報告書」を学校責任者による応急処置の完了
了検査を受け、その承認を得たのち、C班の連絡担当者へ提出する。これを受けたC班の連絡
担当者は報告書の内容を確認した上で中部地区連絡責任者へ提出(転送)する。
中部地区連絡責任者は報告書の内容を確認した上で中部地区学校経営支援センター、及び
(社)東京電業協会へ提出(転送)する。 (様式 1-2 による)

(出動手順の一例 中野区の鷺宮高等学校の場合 通常パターン) ②
「対策工事が必要になった時」

- ① 中部地区学校経営支援センターより「対策工事見積要請」が朝日電気工業にあった場合。
- ② 朝日電気工業は中部地区学校経営支援センターへ「対策工事内容報告書」を見積その他必要な書類を添付して提出する。(様式 2-1 による)
- ③ 朝日電気工業は中部地区学校経営支援センターよりの「対策工事着工指示」を待つ
- ④ 朝日電気工業は「対策工事着工報告書」を中野区の鷺宮高等学校の担当者に提出してから着手する。また、同時に C 班の連絡担当者へ提出し、C 班の連絡担当者は中部地区連絡責任者へ提出(転送)する。
中部地区連絡責任者は「対策工事着工報告書」を(社)東京電業協会へ提出(転送)する。(様式 2-1 による)
- ⑤ 朝日電気工業は工事が完了したあかつきには、発注者に報告するとともに、中野区の鷺宮高等学校の担当者に「対策工事完了報告書」を提出する。(様式 2-2 による)
- ⑥ 中野区の鷺宮高等学校の担当者の検査・承認得る。
朝日電気工業は検査・承認を得た後「対策工事完了報告書」を C 班の連絡担当者へ提出する。
また、「対策工事完了報告書」を受け取った C 班の連絡担当者は中部地区連絡責任者へ提出(転送)する。中部地区連絡責任者は(社)東京電業協会へ提出(転送)する。(様式 2-2 による)
- ⑦ 朝日電気工業は中部地区学校経営支援センターへ対策工事代金を直接請求する。
- ⑧ 中部地区学校経営支援センターは朝日電気工業に工事代金を直接支払う。

(出動手順の一例 中野区の鷺宮高等学校の場合 副が出動するパターン)

- ① 都内に大震災が発生し、中野区の鷺宮高等学校が中部地区学校経営支援センターへ電気設備の
応急対策業務の支援を要請。
- ② 中部地区学校支援センターから中部地区連絡責任者(正)の㈱関電工へ中野区の鷺宮高等学校
へ出動の要請依頼(FAX)が入る。
- ③ 中部地区連絡責任者の㈱関電工は中野区の鷺宮高等学校が中部地区のC班にあることを確認
し、C班の連絡担当者(正)の㈱トーエネック東京本部へ連絡(FAX)。
- ④ C班の連絡担当者(正)の㈱トーエネック東京本部は鷺宮高等学校の担当会員(正)のNo.が 2330
であることから朝日電気工業㈱へ出動を要請(FAX)したが、どうしても今日明日の出動は不可
能との回答を得たので、担当会員(副)のNo.2310 の㈱関電工北部支社に連絡、これを受け㈱関
電工北部支社は鷺宮高等学校へ事前連絡のうえ出動。

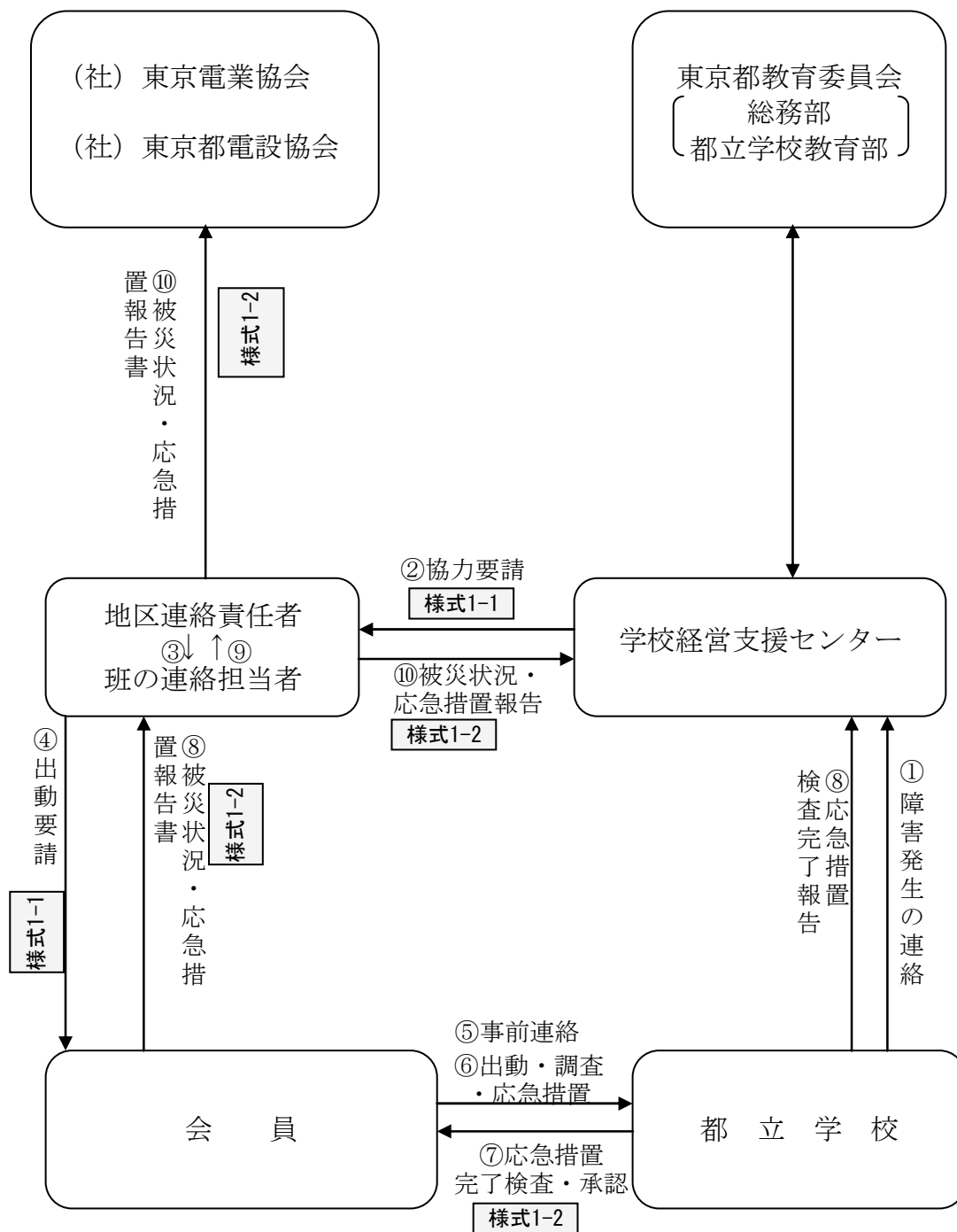
・・・以降は通常パターンに同じ。

4. 本協定に関する問い合わせ先

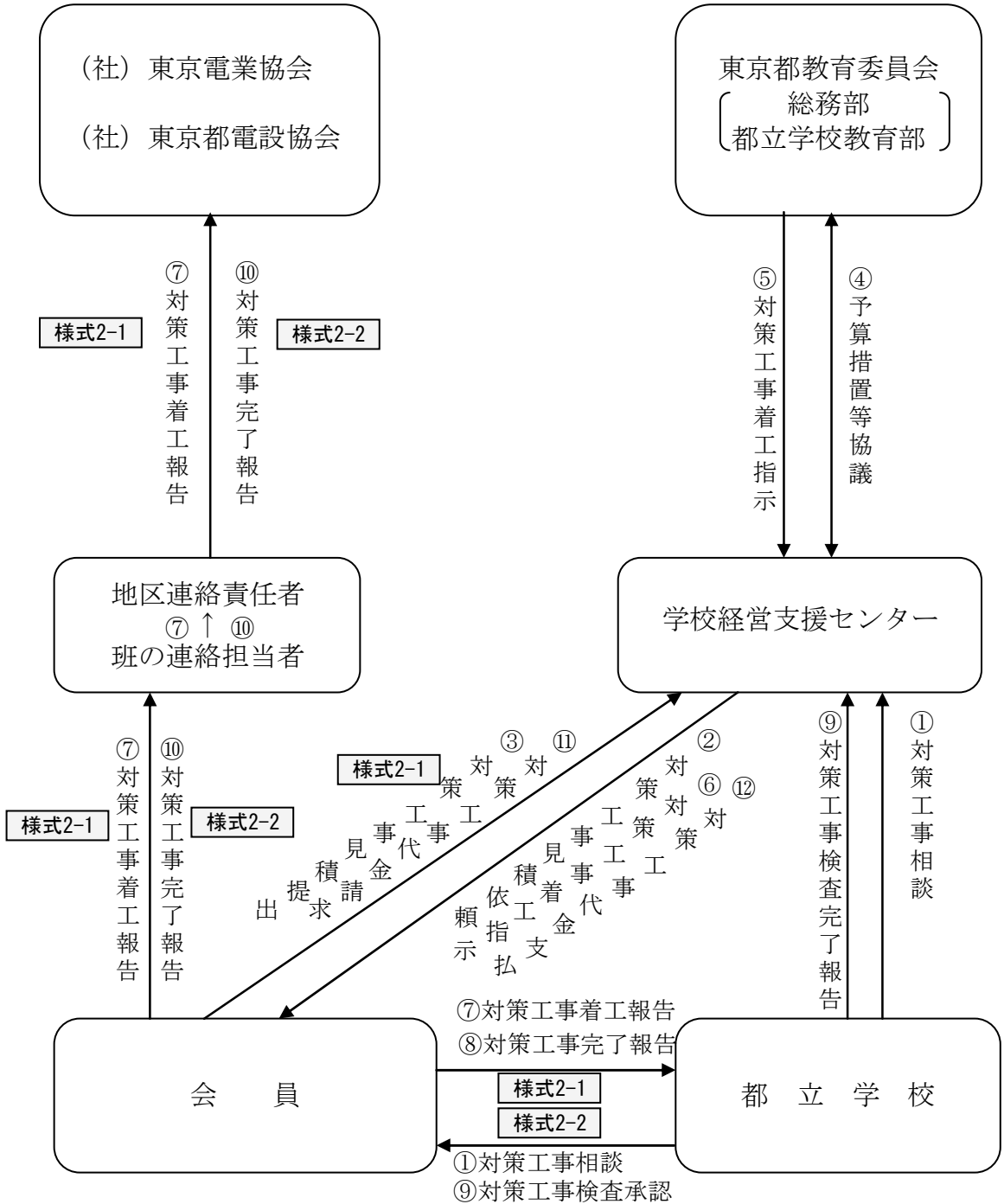
- | | | | |
|---------------|-------------|-----------------|------------------|
| (1) 都立学校等 | →東京都教育庁総務部 | 電話 03-5320-7791 | FAX 03-5388-1725 |
| | →教育庁都立学校教育部 | 電話 03-5320-6712 | FAX 03-5388-1727 |
| (2) 東京電業協会会員 | →東京電業協会事務局 | 電話 03-3403-5181 | FAX 03-3402-5350 |
| (3) 東京都電設協会会員 | →東京都電設協会事務局 | 電話 03-5549-2982 | FAX 03-5549-2984 |

なお、本協定に関する教育庁に対する業界側窓口は東京電業協会事務局に置きます。
各都立学校の窓口は経営企画室です。

都立学校における電気設備等の応急復旧協定に基づく業務の流れ①
(調査及び応急措置時)



都立学校における電気設備等の応急復旧協定に基づく業務の流れ②
(対策工事が必要になった時)



(社)東京電業協会 東部・中部・西部 地区連絡責任者
 (社)東京都電設協会

殿

電気設備等の応急対策業務依頼書		文書番号	第 号	
		発信年月日	平成 年 月 日	
発信者名		東京都 部学校経営支援センター管理課		
発信担当者名		連絡先	TEL	
出動・応援 の場所	学校名	東京都立 学校		
	学 校 所在地			
	学校担当 者①氏名	学校担当者 連 絡 先	TEL 他	
	学校担当 者②氏名			
依 頼 内 容	現 況	＜依頼までの経緯＞		
		①被害発生日 月 日 午前・午後		
		②被害の状況		
		③学校職員 現場確認→		
		現在の対応状況→		
	添付資料等 ☐ 有 ☐ 無			
	業務内容	①被災状況の調査報告 ②応急措置・対策工事		
	特記事項	①貴地区管理下の対応可能な会員企業を指定して出動を要請ください。		
		②出動会員企業には上記の該当校に事前連絡をとるよう指示ください。 (事前連絡がつかない場合は省略可)		
③出動会員企業に該当校の電気設備被災状況を班の連絡担当者→地区連絡 責任者を通して上記支援センターへ報告(様式1-2)するとともに、応急措置を 行うよう指示ください。				
④必要に応じて、対策工事の見積りを支援センターへ提出し、指示を仰ぐよう 出動会員企業に指示ください。				
処理経過				

「都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定」様式1-1

東京都

部学校経営支援センター管理課
殿

電気設備等の被災状況・応急措置 報告書		発信年月日		平成 年 月 日	
発信者名		電気工事株式会社			
発信担当者名		連絡先		TEL	
出動・応援 の場所	学校名	東京都立 学校			
	学 校 所在地				
	学校担当 者氏名	学校担当者 連 絡 先		TEL 他	
報 告 内 容	現 況	1. 出動日 月 日 午前・午後			
		2. 出動人数			
		3. 電気設備の被害の状況(建物名・被害箇所・状況等)			
		①			
		②			
		③			
		④			
	添付資料等 ☐ 有 ☐ 無				
	応急措置	(応急措置の内容)			
(応急措置の内容確認・承認) 学校担当者サイン _____					
注) 応急措置完了後速やかに学校担当者に確認・承認を得ること。					
処 理 経 過					

東京都

部学校経営支援センター管理課
殿

電気設備等の対策工事 (内容・着工) 報告書		発信年月日		平成	年	月	日
発信者名		電気工事株式会社					
発信担当者名				連絡先	Tel		
出動・応援 の場所	学校名	東京都立 学校					
	学 校 所在地						
	学校担当 者氏名			学校担当者 連 絡 先	Tel 他		
報 告 内 容	対策工事 の必要性	(対策工事の内容)					
		1. 対策工事の必要性 ☐ 有 ・ ☐ 無					
		2. 工事概要					
		3. 添付資料等 ☐ 有 ・ ☐ 無					
4. 見積書添付 ☐ 有 ・ ☐ 無							
処 理 経 過							

注) 見積もり提出時は表題の着工を抹消(=)のうえ、使用すること。

「都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定」様式2-1

東京都

部学校経営支援センター管理課
殿

電気設備等の対策工事完了報告書		発信年月日		平成 年 月 日	
発 信 者 名		電気工事株式会社			
発信担当者名		連絡先		TEL	
出動・応援 の場所	学校名	東京都立 学校			
	学 校 所在地				
	学校担当 者氏名	学校担当者 連 絡 先		TEL 他	
報 告 内 容	対策工事 の内容	(対策工事の内容)			
		1. 工事概要			
		2. 添付資料等 ☐ 有 ・ ☐ 無			
(対策工事の内容確認・承認) 学校担当者サイン					
注)対策工事完了後速やかに学校担当者確認・承認を得ること。					
処 理 経 過					

都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と社団法人東京電業協会及び社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）は、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の電気設備（電気器具・配線を含む）の機能確保及び復旧を図るため甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができる。

（業務の内容）

第3条 協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲の電気設備に関する被災状況の調査報告
- （2）甲の電気設備に関する応急措置・対策工事

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第5条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

2 前条に基づき出動した乙の会員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第3条で定める業務を実施するものとする。

3 乙は、会員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙の会員が第3条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

(損害の負担)

第 7 条 業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

(災害補償)

第 8 条 業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、または死亡した場合の取り扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 38 年 東京都条例第 38 号)に定めるところに準じるものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 本協定の有効期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。なお、有効期間満了の日までに、甲乙いずれにも異議のない場合には、その翌日から 1 年間延長するものとみなし、以後この例による。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 21 年 3 月 16 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都教育委員会

教育長 大原 正行 印

乙 東京都港区元赤坂一丁目 7 番 8 号
社団法人東京電業協会

会 長 馬田 榮 印

東京都港区東麻布二丁目 29 番 8 号
社団法人東京都電設協会

会 長 牧野 光洋 印

都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定 実施細目

(趣 旨)

第1条 この細目は、都立学校における震災時の電気設備等の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第9条に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

(要請手続)

第2条 協定第2条の要請（以下「要請」という。）は、東京都教育委員会（以下「甲」という。）の所管する東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）から社団法人東京電業協会及び社団法人東京都電設協会（以下「乙」という。）が乙と乙の会員（以下「会員」という。）との連絡を統括する者として地区ごとに定める者（以下「地区連絡責任者」という。）に対して行う。

(業務の実施)

第3条 甲は協定締結後すみやかに各支援センターごとに所管する都立学校を乙に対して明らかにし、乙はこれに基づき、震災時に各会員の担当する都立学校を決定するとともに、地区連絡責任者を決定して、甲に報告する。

- 2 地区連絡責任者は、支援センターから要請を受けた時は、要請にかかる都立学校を担当する会員に連絡を行い、その出動を促す。
- 3 前項の連絡を受けた会員は出動にあたり、要請にかかる都立学校に連絡を行う。
- 4 協定第5条第2項の施設管理者及び同条第3項の報告先は各支援センターとする。

(費用の精算)

第4条 甲は、協定第3条の業務に要する費用については、会員の請求に基づき、東京都契約事務規則に規定された手続により支払う。

附 則

この実施細目は、平成21年4月1日から実施する。

都立学校における震災時の防水等の 応急対策業務に関する協定

東京都教育委員会
東京都塗装工業協同組合

都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定

東京都教育委員会（以下「甲」という。）と東京都塗装工業協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模な震災が発生した場合における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、東京都内に大規模な震災が発生した場合に、甲が所管する都立学校（以下「都立学校」という。）の天井及び外壁等の防水機能確保及び復旧を図るため、甲と乙との基本的な事項を定め、震災に対して迅速かつ円滑に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、東京都内に震災が発生し甲のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、必要に応じて乙に対し、都立学校における応急対策業務への協力を要請することができるものとする。

（業務の内容）

第3条 協力要請を行う応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）甲の天井及び外壁等に関する被災状況の調査報告
- （2）甲の天井及び外壁等に関する応急措置・対策工事

（要請手続）

第4条 甲は、乙に対して、被害状況に応じて、業務等実施区域への出動を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（業務の実施）

- 第5条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに応急対策業務を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。
- 2 前条に基づき出動した乙の組合員は、あらかじめ甲乙で協議した担当都立学校において、それぞれ施設管理者の指示に従い第3条で定める業務を実施するものとする。
 - 3 乙は、組合員が業務を完了したときは、その状況を速やかに文書により報告するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で報告し、その後遅滞なく文書を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙の組合員が第3条に定める応急対策業務に要した費用を負担するものとする。

(損害の負担)

第 7 条 業務の実施に伴い甲及び乙の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について、甲乙が協議して定める。

(災害補償)

第 8 条 業務従事者が、本業務において負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の取扱いは、「災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」(昭和 38 年 東京都条例第 38 号)に定めるところに準じるものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に定めのない事項については、甲乙が協議して別途定めるものとする。

2 この協定の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の期間及び更新)

第 10 条 本協定の有効期間は、平成 22 年 6 月 23 日から平成 23 年 3 月 31 日までとする。

ただし、期間満了の日の 30 日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、この協定を変更若しくは終了させる意志を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して 1 年間延長されたものとする。以後この例による。

この協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 22 年 6 月 23 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
東京都教育委員会 教育長

乙 東京都渋谷区鶯谷町 19 番 22 号
東京都塗装工業協同組合理事長

都立学校における震災時の防水等の 応急対策業務に関する協定 実施細目

東京都教育委員会
東京都塗装工業協同組合

都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定実施細目

（趣 旨）

第 1 条 この細目は、都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定（以下「協定」という。）第 9 条に基づき、その実施に関し、必要な事項を定める。

（要請手続）

第 2 条 協定第 2 条の協力要請（以下「要請」という。）は、東京都教育委員組合（以下「甲」という。）の所管する東京都学校経営支援センター（以下「支援センター」という。）から東京都塗装工業協同組合（以下「乙」という。）が乙と乙の組合員（以下「組合員」という。）との連絡を統括する者として地区ごとに定めるもの（以下「地区連絡責任者」という。）に対して行う。

（業務の実施）

- 第 3 条 甲は協定締結後、速やかに支援センターごとに所管する都立学校を乙に対して明らかにし、乙はこれに基づき、震災時に各組合員の担当する都立学校を決定するとともに、地区連絡責任者を決定して、甲に報告する。
- 2 地区連絡責任者は、支援センターから要請を受けた時は、要請にかかる都立学校を担当する組合員に連絡を行い、その出動を促す。
- 3 前項の連絡を受けた組合員は出動に当たり、要請にかかる都立学校に連絡を行う。
- 4 協定第 5 条第 2 項の施設管理者及び同条第 3 項の報告先は各支援センターとする。

（費用の精算）

第 4 条 甲は、協定第 3 条の業務に要する費用については、組合員の請求に基づき、東京都契約事務規則に規定された手続により支払う。

（法令の遵守）

第 5 条 乙は、業務の実施に当たり、建築業法ほか関係法令を遵守するものとする。

附 則

この実施細目は、平成 22 年 6 月 23 日から実施する。

東京都塗装工業協同組合 地区連絡責任者 殿

防水等の応急対策業務依頼書		文書番号	第 号	
		発信年月日	平成 年 月 日	
発信者名		東京都 部学校経営支援センター管理課		
発信担当者名		連絡先	TEL	
出動・応援 の場所	学校名	東京都立 学校		
	学 校 所在地			
	学校担当 者①氏名	学校担当者 連 絡 先	TEL他	
	学校担当 者②氏名			
依 頼 内 容	現 況	<依頼までの経緯>		
		①被害発生日 月 日 午前・午後		
		②被害の状況		
		③学校職員 現場確認→		
		現在の対応状況→		
			添付資料等 ☐ 有 ☐ 無	
	業務内容	①被災状況の調査報告		②応急措置・対策工事
特記事項	①貴地区管理下の対応可能な会員企業を指定して出動を要請ください。			
	②出動会員企業には上記の該当校に事前連絡をとるよう指示ください。 (事前連絡がつかない場合は省略可)			
	③出動会員企業に該当校の天井及び外壁等の被災状況を上記の支援 センターへ報告(様式2)するとともに、応急措置を行うよう指示ください。			
	④必要に応じて、対策工事の見積りを支援センターへ提出し、指示を仰ぐよう 出動会員企業に指示ください。			
処理経過				

「都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定」 様式1

東京都

部学校経営支援センター管理課
殿

防水等の被災状況報告書					
		発信年月日		平成 年 月 日	
発信者名					
発信担当者名				連絡先	Tel
出動・応援 の場所	学校名	東京都立 学校			
	学 校 所在地				
	学校担当 者氏名			学校担当者 連 絡 先	Tel他
報 告 内 容	現 況	1. 出動日 月 日 午前・午後			
		2. 出動人数			
		3. 天井及び外壁等の被害の状況(建物名・被害箇所・状況等)			
		①			
		②			
		③			
		④			
	添付資料等 ☐ 有 ☐ 無				
	応急措置	(応急措置の内容)			
対策工事 の必要性	1. 対策工事の必要性 ☐ 有 ・ ☐ 無				
	2. 工事概要				
	3. 見積書添付 ☐ 有 ・ ☐ 無				
処 理 経 過					

「都立学校における震災時の防水等の応急対策業務に関する協定」様式2

事故発生報告等事務処理要綱

昭和 46 年 10 月 11 日

教育長決定

(最終改正 平成 21 年 8 月 10 日)

第一 目的

- 一 この要綱は、都立教育機関及び教育庁出張所(以下「教育機関等」という。)
において発生した異状事態の東京都教育委員会教育長(以下「教育長」とい
う。)への報告手続及び連絡又は報告を受けた東京都学校経営支援センター及
びその支所(以下「管轄支援センター」という。)並びに教育庁各課における
事務処理手続を定め、もつて異状事態の迅速な把握と適切な対応に資するこ
とを目的とする。
- 二 東京都災害対策本部が設置された場合における報告手続及び事務処理手続
は、本要綱によらず、東京都教育委員会災害対策要綱に定めるところによる。

第二 都立学校においてとるべき措置

一 報告すべき事項

校長(校長不在の場合において報告すべき立場にある者を含む。以下同じ。)
は、次に掲げる事項について異状事態が発生した場合は、直ちに管轄支援セ
ンターの経営支援室長(以下「経営支援室長」という。)に報告しなければなら
ない。

- (一) 学校の施設等に関すること。
- (二) 盗難等に関すること。
- (三) 児童・生徒の安全・健康に関すること。
- (四) 児童・生徒の指導に関すること。
- (五) 学校の管理運営に関すること。
- (六) 学校に勤務する職員に関すること。
- (七) その他必要と考えられること。

二 電話連絡

報告すべき事項が発生した場合、校長は、速やかに経営支援室長に電話等
で連絡すること。この場合、第一報は、報告すべき事項の発生直後の状況を
連絡し、必要に応じ第二報以下を連絡すること。

三 状況報告書

- (一) 報告すべき事項の概要が判明した場合、校長は、経営支援室長に状況
報告書を提出しなければならない。
- (二) 状況報告書には次の事項を記載しなければならない。
 - ア 報告すべき事項の種類(例えば「火災」とか「△△による生徒の死亡」
のように具体的に記入すること。)
 - イ 発生日時
 - ウ 発生場所(図面を添付すること。)

エ 発生の状況

オ 対応措置

(三) 状況報告書は、横がき左とじとし、複写可能の用紙と筆具を使用すること。

四 広範囲の事故

交通機関等のストライキその他の事故により学校の管理運営全般に影響を与えるような異状な状態が発生した場合は、次の事項を即刻経営支援室長に連絡すること。

(一) 全校自宅学習としたか否か。

(二) 一部を学校で自習させた。(その割合は△パーセントであつた。)

(三) 授業開始時刻を遅らせた。(○時を△時に)

(四) 授業を打切つた。(△時に)

(五) 授業は平常どおり行つた。

(六) 職員に欠勤者があつた。(△人)

(七) その他

第三 都立学校以外の教育機関等においてとるべき措置

一 都立学校以外の教育機関等において異状事態が発生した場合の連絡及び報告は、都立学校に準じて行なうものとする。

二 前項の場合、連絡及び状況報告書の提出をすべき課長は別表に定める主管課長ではなく、すべて、当該教育機関等を所管する課長とする。

第四 連絡を受けた管轄支援センターにおける措置

一 経営支援室長の措置

(一) 校長から報告すべき事項の連絡を受けた経営支援室長は、速やかに教育庁主管課長(以下「主管課長」という。)に電話等で連絡すること。

(二) 夜間、休日等執務時間外に自宅に連絡があつた場合は、緊急を要するものについては速やかに主管課長に連絡すること。

二 状況報告書

管轄支援センターは、都立学校が行う状況報告書の作成を支援する。作成後、校長から提出を受けた経営支援室長は主管課長を経由して教育長に状況報告書を提出するとともに写しを保管しなければならない。

三 主管課長

経営支援室長が電話等で連絡する場合及び状況報告書を提出する場合の主管課長は、報告すべき事項別に別表に定めるとおりとする。

第五 連絡を受けた課における措置

一 主管課長の措置

(一) 経営支援室長及び都立学校以外の教育機関等の長から報告すべき事項の連絡を受けた主管課長は、連絡内容を別紙様式による連絡票に記載して所属部長に報告するとともに、その写しを関係部課長に送付すること。この場合、総務部教育情報課長(以下「教育情報課長」という。)には二部送付するとともに、都立学校以外の教育機関等に係るものについては、

総務部総務課長(以下「総務課長」という。)にも一部送付すること。

- (二) 主管課長は、所属部長の指示を受け教育長に報告すること。
- (三) 夜間、休日等執務時間外に自宅に連絡があつた場合は、緊急を要するものについてはすみやかに所属部長に連絡し、所属部長の指示により教育長に報告すること。
- (四) 報道機関等に通知する必要があると判断される場合又は報道機関等から問い合わせがあつた場合、主管課長は、速やかに教育情報課長に連絡すること。

二 関係課長の措置

- (一) 主管課長から連絡を受けた関係課長は、連絡内容を検討したうえで何等かの措置が必要な場合は、主管課長と打合せのうえ必要な措置をとること。
- (二) 主管課でない関係課が教育機関等から連絡を受けた場合は、その連絡事項の内容を主管課長に連絡すること。

三 教育情報課長の措置

主管課長から連絡を受けた教育情報課長は、速やかに総務部長に報告して報道機関等への連絡の指示を受け、教育長の決定を得たうえで、主管部課長と必要な連絡をとること。

第六 状況報告書の取扱い

- 一 経営支援室長及び都立学校以外の教育機関等の長から状況報告書の提出を受けた主管課長は、所属部長に報告するとともに、状況報告書の写しを関係部課長に送付すること。この場合、教育情報課長にも一部送付するとともに、都立学校以外の教育機関等に係るものについては、総務課長にも一部送付すること。
- 二 教育長への報告は、主管課長が所属部長の指示の下に行う。
- 三 教育情報課長は、送付された状況報告書の写しを整理し、適宜集計したうえで教育長に報告すること。

第七 その他

- 一 区市町村の設置する学校において発生した異状事態について、当該学校長又は区市町村教育委員会から連絡又は報告があつた場合の教育庁各課における事務処理手続については、都立の教育機関等からの連絡又は報告があつた場合に準じて処理すること。
- 二 前項の場合において、連絡又は報告は原則として区市町村教育委員会から行なわれるが、緊急を要するもので直接教育庁各課長の指示が必要なものについては、当該校長が直接主管課長に連絡することもある。
- 三 異状事態の性質により連絡又は報告について別に定めのあるものについては、その定めにより処理する。

(別紙様式)

事故発生等連絡票

		管理下	管理外
供 覧			
		部長	
連絡関係課		主管課長名	
発 信 者	(所属) (職) (氏名)		
受 信 日 時	午前 年 月 日 時 分 午後		
報告事項名(具体的に)			
発 生 日 時	午前 年 月 日 時 分 午後		
発 生 場 所			
状 況			
措 置 状 況			
そ の 他			

(別表)

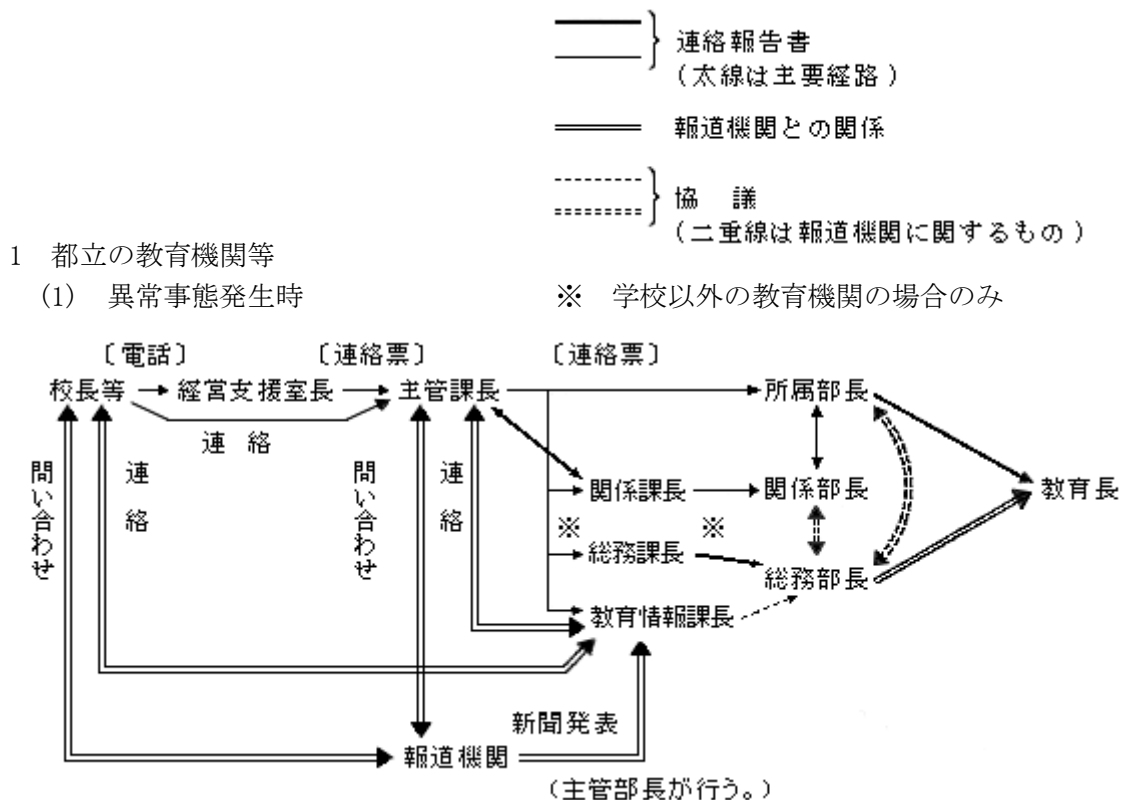
報告すべき事項と主管課長(抄)
(災害対策本部設置時及び別に定める場合を除く。)

報告すべき事項	具 体 的 な 事 例	連 絡 ・ 報 告 先
		主 管 課 長
1 学校の施設等に関する こと。	火災・風雪水害・地震等	都立学校教育部高等学校教育課長 〃 特別支援教育課長 地域教育支援部義務教育課長
2 盗難に関する こと。	現金・物品の盗難等	都立学校教育部高等学校教育課長 〃 特別支援教育課長 地域教育支援部義務教育課長
3 児童・生徒の安全健康に 関すること。	管理の内外を問わず児童生徒の (1) 交通事故による死亡負傷	都立学校教育部学校健康推進課長 指導部指導企画課長
	(2) 感染症の集団発生等、食中毒 の集団発生、インフルエンザの 集団発生	都立学校教育部学校健康推進課長 地域教育支援部義務教育課長
	(3) 光化学スモッグ等公害による 健康障害	
	(4) 上記以外の健康に関わる異状 事態	
4 児童・生徒の指導に 関すること。	(1) 管理の内外を問わず児童・生 徒の非行、傷害、自殺、行方不 明、家出、誘かい等	指導部管理課長 〃 指導企画課長 〃 義務教育特別支援教育指導課長 〃 高等学校教育指導課長
	(2) 教育活動(部活動を含む。)に 起因する事故(体育活動に起因 するものを除く。)	
5 学校の管理運営に関 すること。	(3) 体育活動(部活動を含む。)に 起因する事故	指導部指導企画課長
	(1) 交通機関のスト、風雪水害等 による臨時休業、繰上げ、繰下 げ授業等	都立学校教育部高等学校教育課長 〃 特別支援教育課長 地域教育支援部義務教育課長
6 学校に勤務する職員 に関する こと。	(2) 前項1、3、4及び5の(1)以外 の理由による臨時休業、振替授業 等	
	(3) 前掲3及び4以外の児童生徒に 関する事故(施設・設備等の不備 による負傷等)	
7 その他	(4) 地域住民等からの苦情その他 の申入れで特に報告を必要とす ること。	
	職員についての死亡、傷害、遭難、 行方不明、非行等	人事部主任管理主事 〃 職員課長
7 その他	前掲1から6まで以外のことがらで 校長が報告すべきであると判断し たこと又は報告しておいた方がよ いと判断したこと。	都立学校教育部高等学校教育課長 〃 特別支援教育課長 地域教育支援部義務教育課長

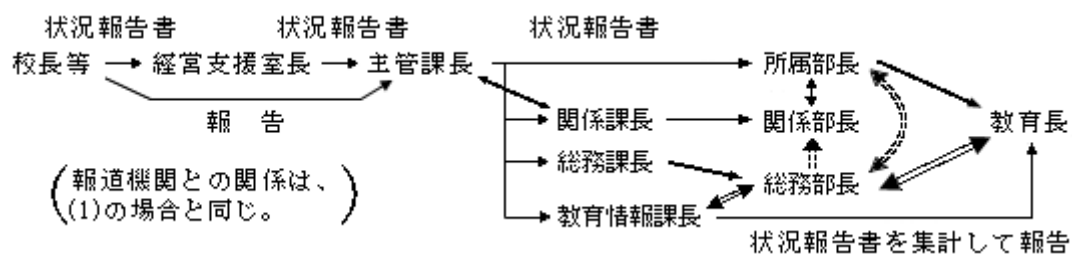
- 注 1 異状事態が発生した場合は、発生直後に主管課長に電話等で連絡すること。
- 2 事件の概要が判明した場合は、主管課長を経由して教育長に状況報告書を提出すること。
- 3 連絡又は報告は、主管課長(課長不在の場合、執務時間中であればその課の職員)に対して又は通じて行うこと。他の関係部課長、教育長等へは主管課長が行う。
- 4 執務時間外で主管課長が不在の場合は、関連があると考えられる課長にその旨伝えて連絡すること。
- 5 報道機関等からの問い合わせ等で判断に迷うときは、主管課長又は教育情報課長に連絡すること。
- 6 主管課長から連絡を受けた関係課長から事件について問い合わせることもある。
- 7 本表に掲げる主管課は、連絡又は報告に関する主管課であつて、異状事態解決のための主管課とは一致しないこともある。

〔参考1〕

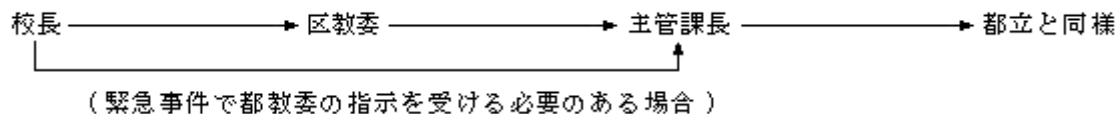
通常の連絡・報告経路



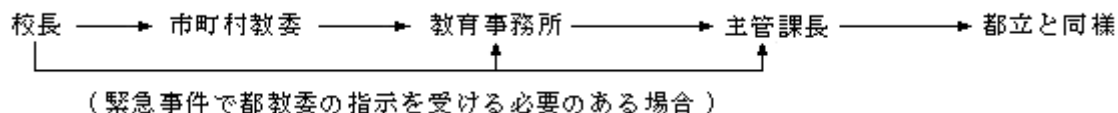
(2) 事件の概要が判明したとき



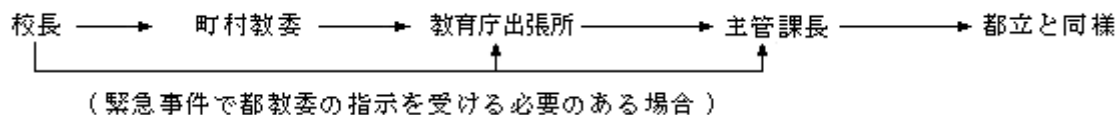
2 区立学校



3 市町村立学校(島しょを除く)



4 町村立学校(島しょの場合)



状 況 報 告 書 作 成 要 領

1 目的

この作成要領は、事故発生報告等事務処理要綱(昭和46年10月11日教育長決定)第2. 3に規定する状況報告書の記載上の留意点を明確にし、もって、状況報告書作成の基準とすることを目的とする。

2 記載上の注意

(1) 件名

「〇〇による生徒の死亡について」、「火災の発生について」、「教員の体罰について」等、報告すべき事項の種類が分かるように具体的に記載すること。

(2) 発生日時

ア 事故等の発生した日時を記載すること。

イ 盗難等については、盗難等があったと推定される日時を記載すること。

(3) 発生場所

ア 校内で発生した場合は、学校名のほか、〇年〇組教室、体育館裏等具体的な場所を記載すること。

イ 施設の損傷、盗難、児童・生徒の事故等、発生場所の状況が重要な意味をもつ事項については、事故現場等の見取り図を添付すること。見取り図には、事故当事者の位置関係、その周辺にいた者の位置関係などを入れて、事故等の状況が分かるように作成すること。

(4) 当事者名

事故等の当事者の名前を記入すること。盗難の場合は、「盗難物品名」等項目を変えて記載する。ただし、当事者が特定できない場合及び大雪、交通ストの場合等、この項目に該当する報告事項がない場合は省略することができる。

(5) 発生の状況

ア 以下の事項に留意のうえ、事故等の内容を客観的に記載すること。

(ア) 簡潔に記載する。

(イ) 具体的に記載する。

(ウ) 情緒的な記述はしない。

(エ) 思想、信条等に関する表現はしない。

(オ) 人物についての評価は避ける。

(カ) 事故等に直接関係ないことは、記載しない。

イ 事故等については、当事者(被害者、加害者)及び関係者(目撃者等)から事故発生直後にできる限り事情を聴取し、詳細な事故発生の経緯及び事実を確認すること。この場合において、人権侵害にわたることのないよう留意し、教育的配慮の下に当事者等に接すること。

なお、事情の聴取に当たっては、聴取した内容を基に東京都教育委員会への報告書を作成する旨を、被聴取者に知らせること。また、必要かつ欠くことができない場合以外は、思想、信条等に関する事項について、聴取しないこと。

ウ 当事者又は関係者から求めた証言については、発言内容を詳細に記録しておくこと(メモ等の形でよい。)。必要に応じて、当事者又は関係者に記録内容の確認を求め、資料として添付すること。

(6) 対応措置

ア 死亡、傷害事故等ではどのような応急措置をとったか、非行等ではどのような指導を行ったか、また、家庭及び関係機関(警察、消防等)との連絡をどのように行ったか等、事故等発生後の対応措置について記載すること。

イ 記載に当たっては、(5)のアと同様の事項に留意すること。

(7) その他

ア 現場見取り図、事情聴取記録のほか、診断書、り災証明書、盗難届受理証明等、事態の状況を把握するために有用な資料がある場合には、必要に応じて添付すること。

イ 特に必要がある場合は、報告書の所見を添付すること。

参考様式

記号番号
日 付

東京都教育委員会教育長 殿

教育機関の長



件 名

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 発生日時
年 月 日 () 午前(午後) 時 分 ころ
- 2 発生場所
- 3 当事者名
- 4 発生の状況
- 5 対応措置
- 6 添付資料